

平成30年同意第7号

愛知県公安委員会の委員推せんについて

下記の者を愛知県公安委員会の委員に推せんしたい。

上記のことについて、警察法第39条第1項の規定により、議会の同意を求め
る。

平成30年10月3日提出

名古屋市長 河 村 たかし

記

那 須 國 宏

(参考 1)

略 歴 書

本 籍 地 愛知県

現 住 所 名古屋市東区主税町 4 丁目52番地

那 須 國 宏

昭和19年 6 月 5 日生

略 歴

昭和41年 9 月 司法試験合格
昭和42年 3 月 中央大学法学部卒業
昭和44年 4 月 弁護士登録
昭和58年 4 月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）副会長
昭和63年11月 愛知県公害審査会委員
平成11年 4 月 名古屋弁護士会（現愛知県弁護士会）会長
日本弁護士連合会副会長
中部弁護士会連合会理事長
平成15年 7 月 愛知県人事委員会委員長

(参考 2)

参 照 条 文

警察法 (昭和29年法律第162号) 抜すい

(委員の任命)

第39条 委員は、当該都道府県の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、都道府県知事が都道府県の議会の同意を得て、任命する。但し、道、府及び指定県にあつては、その委員のうち2人は、当該道、府又は県が包括する指定市の議会の議員の被選挙権を有する者で、任命前5年間に警察又は検察の職務を行う職業的公務員の前歴のないもののうちから、当該指定市の市長がその市の議会の同意を得て推せんしたものについて、当該道、府又は県の知事が任命する。

2 } (略)
3 }

(委員の任期)

第40条 委員の任期は、3年とする。但し、補欠の委員は、前任者の残任期間在任する。

2 委員は、2回に限り再任されることができる。

